年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会 平成28年3月29日答申分

答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 4件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500321号 厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500046号

第1 結論

昭和55年7月及び同年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年7月及び同年8月

私は、請求期間に係る国民年金保険料の領収証書を所持しているが、請求期間は国民年金の未加入期間であるとして、平成23年に請求期間の保険料が還付された。請求期間が年金額に反映されないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA町(現在は、B町)の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求者の任意加入被保険者の資格取得年月日は、昭和55年10月2日付けで同年7月21日から同年9月5日に変更されており、請求期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出されたA町の「昭和55年度国民年金保険料(案内)通知書兼領収証書」によると、請求者は、昭和55年10月27日に請求期間を含む同年7月から同年9月までの国民年金保険料を同町で納付していることが確認できる。

また、国民年金の任意加入については、加入手続を行った日が被保険者資格の取得年月日になるところ、請求者は昭和 55 年 9 月 5 日に手続を行った記憶は無いとしている上、上記被保険者名簿における請求者の任意加入被保険者資格の取得年月日の変更について C 年金事務所に確認したところ、「昭和 55 年 9 月 5 日に任意加入の届出があったものと考えられる。」旨回答しているものの、そのことをうかがわせる資料等は無いことから、当該変更処理について合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500233号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500095号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 17 年 3 月 1 日、喪失年月日を同年 8 月 1 日に訂正し、同年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

平成 17 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年2月1日から同年8月1日まで

私は、平成16年11月からA社に勤務し、平成19年8月末に退職するまでB職に従事していた。入社時に、会社から「試用期間が終わる平成17年2月から社会保険に加入させる。」との説明を受け、請求期間の給料から社会保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の給料支払明細書等を提出するので、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社が発行した平成16年分、平成17年分及び平成18年分給与所得の源泉徴収票を所持している上、請求期間当時、同社の決算書を作成していた会計事務所から提出された同社に係る平成17年8月決算分の元帳によれば、請求者の平成16年11月から平成17年8月までの分の給料が記載されていることが確認できることから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが推認できる。また、A社の元事業主は、同社における厚生年金保険料の控除方法について、「当

月分の厚生年金保険料は、翌月支払の給与から控除していた。」旨回答しているところ、請求者から提出された平成17年6月から同年8月までの分の給料支払明細書により、同年5月から同年7月までの厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、前述の元帳によれば、請求者に係る平成 17 年 3 月及び同年 4 月の厚生 年金保険料が控除されていることが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社において、請求期間のうち 平成 17 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を給料から 控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、請求者が所持する給料支払明細書及び前述の元帳において確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によれば、A社は、平成13年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間において適用事業所となっていないことが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は請求期間において法人格を有した事業所であったことが確認できる上、請求期間において同社に係る雇用保険の被保険者資格を有する従業員が確認できることから、同社は、請求期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届は提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成17年3月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成 17 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、請求者は同年 2 月から同年 5 月までの分の給料支払明細書を所持しておらず、前述の元帳からも同年 2 月の厚生年金保険料が控除されていたことは推認できない上、A 社の元事業主も同年 2 月の保険料控除が確認できる資料は無いとしている。このほか、請求者の平成 17 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500336 号 厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500047 号

第1 結論

請求期間 及び については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを 認めることはできない。

また、請求期間 については、国民年金付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年9月から昭和59年2月まで

昭和 60 年 11 月から昭和 61 年 1 月まで

平成2年3月から平成4年3月まで

私は、請求期間 から までについて、それぞれ国民年金に加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を口座振替により納付したはずである。

しかし、国の記録では、請求期間 及び は国民年金の未加入期間とされ、また、請求期間 は定額の国民年金保険料のみが納付済みとされ、付加保険料の納付記録が無いので、各請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間 及び について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は平成2年3月17日に払い出されており、オンライン記録によると、請求者に係る同年3月31日の国民年金被保険者資格取得の入力処理が同年5月29日に行われていることから、請求者は、同年3月頃から同年5月頃までに国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、請求者が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号欄の「初めて被保険者となった日」及びA県B市の国民年金被保険者カードにおける国民年金被保険者資格の取得年月日は、いずれも同年3月31日とされていることから、請求期間 及び は国民年金の未加入期間であり、制度上、各請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、請求者は、請求期間 当時、C県D市で国民年金に加入した際に上記の年金手帳を交付されたとしているが、当該手帳にはA県の社会保険事務所(当時)名である「E」の押印があり、前述のとおり、「初めて被保険者となった日」は平成2年3月31日とされていることから、請求者の主張と矛盾する上、請求期間 当時、B市では国民年金保険料の口座振替納付は導入されておらず、請求者の主張する納付方法と符合しないなど、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は定かではなく、ほかに請求者の主張を裏付ける証言も得られない。

請求期間 について、請求者は、当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料を 口座振替により納付したと主張しているが、請求者に係るB市の国民年金被保険者 カードによると、請求者が同市において保険料の口座振替納付を開始したのは平成 8年1月からである旨の記載があり、請求期間 当時、請求者が同市において保険 料を口座振替により納付していた形跡はうかがえず、請求者が主張する納付方法と 符合しない。

また、オンライン記録によると、請求期間 は国民年金保険料のうち定額の保険料のみが過年度納付されたことが確認できるところ、付加保険料は、制度上、定額の保険料が過年度納付された場合には納付できないことから、請求者は、当該期間の定額の保険料を過年度納付した時点で、当該期間の付加保険料を納付することはできなかったと考えられる。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間 及び の国民年金保険料並びに請求期間 の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、請求期間 及び の保険料並びに請求期間 の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、 請求者が請求期間 及び の国民年金保険料並びに請求期間 の付加保険料を納 付していたものと認めることはできない。 厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500340号 厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500048号

第1 結論

昭和61年3月から昭和63年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年3月から昭和63年9月まで

私は、昭和 61 年 3 月頃、私の父親と一緒に A 市役所に出向いて私の国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料は、父親が納付書に現金を添えて、毎月同市役所で納付していたと記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和61年3月頃、その父親と一緒にA市役所に出向き、請求者に係る国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によれば、請求者に係る同年3月1日の国民年金被保険者の資格取得、昭和63年10月5日の資格喪失及び平成3年4月1日の資格取得の処理が同年8月15日に一括して行われていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われ、請求者は、昭和61年3月1日に遡及して被保険者資格を取得したものと推認できる。したがって、当該加入手続が行われたと推認できる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、この時点で、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、 具体的な納付状況が不明である上、請求者の請求期間に係る保険料を納付したとす る請求者の父親は既に死亡していることから、保険料の納付状況等を確認すること ができない。 さらに、オンライン記録によれば、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が 払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、請求者の父親が請求期間 の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、 ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たら ない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500345号 厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500049号

第1 結論

昭和38年7月から昭和51年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和38年7月から昭和51年1月まで

国の記録では、請求期間は国民年金保険料の免除期間とされているが、免除の申請をしたことは無く、私が、夫婦二人分の保険料を納付組織の集金人に納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA市(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿によれば、同名簿は昭和54年4月5日に作成されたことが確認できるところ、請求期間は国民年金保険料の法定免除期間として記録されていることが確認できる上、請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)においても、請求期間は、同年9月頃まで保険料の未納期間と記録され、その後、保険料の法定免除期間に訂正されていることが確認でき、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

また、請求者に係る婚姻前のC町(現在は、D町)の国民年金保険被保険者名簿を調査したところ、同名簿の昭和36年7月から昭和40年12月までの欄に「時効」と押印されていることが確認できることから、同町において、請求期間のうち昭和38年7月から昭和40年12月までの国民年金保険料は未納として取り扱われていたと考えられ、同町でも当該期間の保険料が納付された形跡は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間について、請求者及びその夫の国民年金保険料を合わせて納付したと主張しているが、請求者の夫に係るA市の国民年金保険被保険者名簿によれば、請求者の夫に係る請求期間の国民年金保険料は、未納又は申請免除とされており、請求者の主張と異なる。

加えて、請求期間は 151 か月に及び、これだけの長期間にわたって行政が処理を 続けて誤るとは考え難い。

また、B市は、「請求者が在住していた地域の住民から聞き取りを行ったところ、 請求期間当時、A市E地区において、同地区の名称を付した組織により国民年金保 険料と水道料金の集金が行われていたらしいが、当時の名簿が無く、詳細は確認で きない。」旨回答していることから、請求期間における納付組織による国民年金保 険料の集金の実態を確認することができない。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500347号 厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500050号

第1 結論

昭和39年7月から昭和44年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年7月から昭和44年11月まで

私は、昭和35年3月から集団就職でA県B市C町にあったD店に住み込みで 勤務し、20歳になった昭和39年*月に、店主の奥さんの勧めで国民年金に加入 した。同店舗の店主が私の国民年金の加入手続を行い、昭和44年11月に婚姻す るまでの間、国民年金保険料を給与から控除し、納付してくれたと記憶している。 しかし、請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録

を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が 20 歳に到達した時点において、勤務していたD店の店主が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を給与から控除し、納付していたと主張しているが、請求者は当該保険料の納付に直接関与しておらず、請求者に聴取しても保険料の具体的な納付状況等が不明である上、前述の店主は既に亡くなっていることから、請求期間に係る保険料の納付状況等を確認することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び請求者の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の被保険者に係るオンライン記録によれば、請求者の記号番号は、昭和48年6月にA県E郡F町(現在は、G市)において払い出されたことが推認できる上、請求者が所持する国民年金手帳及び請求者に係るH県I市(現在は、J市K区)の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請求者は同年6月9日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できるところ、国

民年金の任意加入は加入手続を行った日が被保険者資格の取得年月日となることから、請求者は同年6月9日に国民年金の任意加入手続を行ったものと推認できる。このため、請求者は、同日より前の期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。